

資 料 1

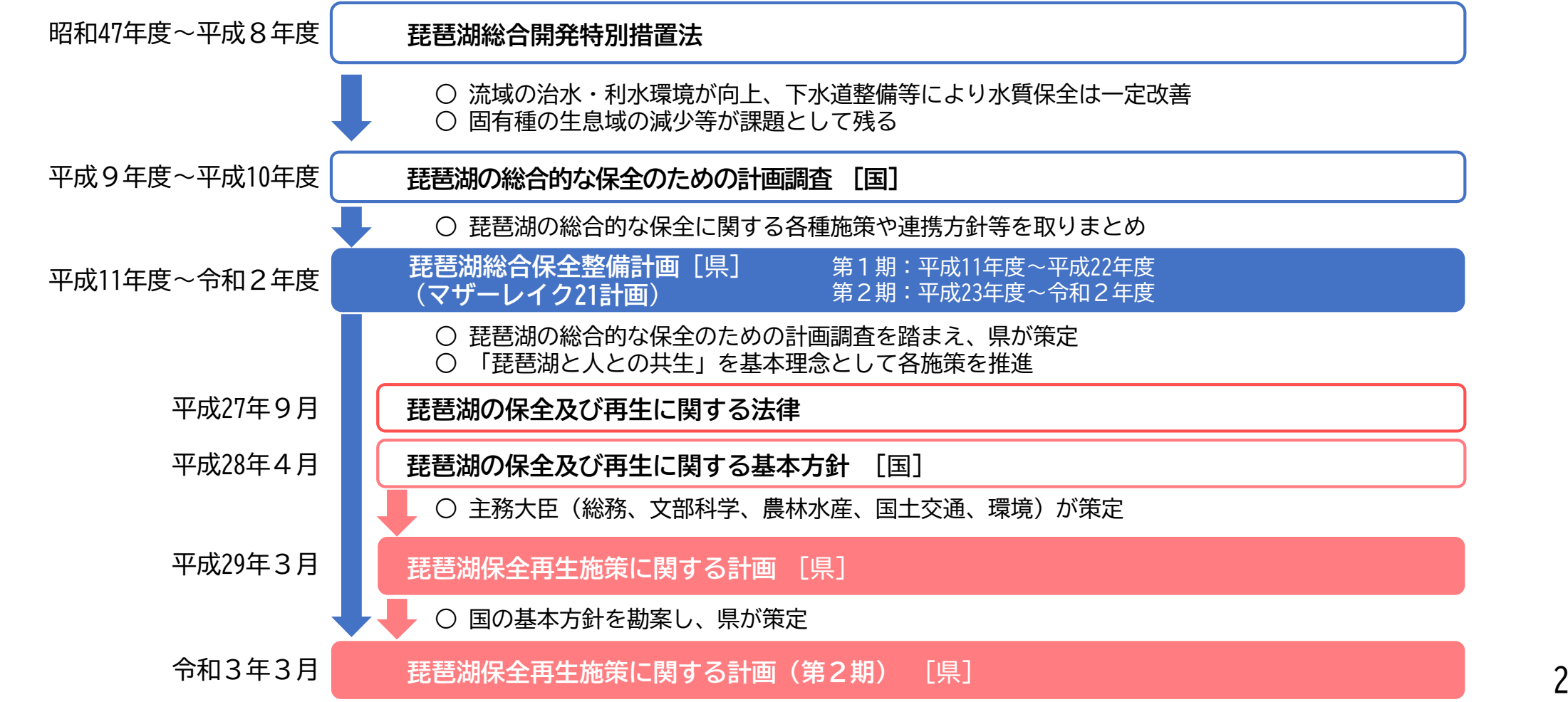
琵琶湖保全再生施策に関する計画(第3期)について

国民的資産である琵琶湖

平成27年9月に公布・施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」で、多くの価値を有する琵琶湖は、後代に継承すべき「国民的資産」と位置付け
＜琵琶湖の価値＞

- 水源：京都府、大阪府、兵庫県を含め、近畿圏の約1,450万人が琵琶湖の水を利用（日本のおよそ9人に1人）
- 古代湖：琵琶湖は約400万年の歴史を持つ世界有数の古代湖
- 学術研究の場：独自の生態系や湖底遺跡が存在。また、全国有数の水鳥の越冬地としてラムサール条約の登録湿地
- 水産業の場・観光資源：独自の漁法がある水産業や在来魚介類による食文化。水泳場や湖上スポーツ、ビワイチとしての利用
- 祈りと暮らしに関わる遺産：日本遺産（平成27年認定）、世界農業遺産（令和4年認定）

琵琶湖保全再生の経緯



法制定後の主な動向・事象

年	琵琶湖等に関わる事象	県内の動向	国内外の動向
H27 (2015)	・水草、オオバナミズキンバイ等が大量繁茂	・「琵琶湖とその水辺景観」が日本遺産に認定 ・滋賀県水源林地域保全条例 制定 ・琵琶湖森林づくり条例 改正	・琵琶湖保全再生法 制定・施行
H28 (2016)	・西の湖でアオコが初確認	・琵琶湖博物館リニューアル(第1期)	・「パリ協定(気候変動に関する国際的枠組)」発効
H29 (2017)	・アユの産卵数が大きく減少 ・大型植物プランクトンの大量発生	・国立環境研究所琵琶湖分室 設置	
H30 (2018)	・琵琶湖北湖で、観測史上初の全層循環の未完了	・2代目「うみのこ」就航 ・琵琶湖博物館リニューアル(第2期)	・気候変動適応法 制定・施行
R 元 (2019)	・琵琶湖北湖で、全層循環の未完了 ・琵琶湖北湖で、観測史上初の全窒素環境基準 達成	・「琵琶湖と共生する農林水産業」が日本農業遺産に認定 ・ビワイチがナショナルサイクルルートに指定	・森林経営管理法 施行 ・森林環境譲与税の譲与開始 ・食品ロス削減推進法 制定
R 2 (2020)		・琵琶湖博物館リニューアル(第3期) ・琵琶湖森林づくり条例 改正	
R 3 (2021)		・マザーレイクゴールズ(MLGs) 策定 ・「びわ湖の日」制定40周年	・地球温暖化推進法 改正
R 4 (2022)	・高時川濁水発生	・「琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定 ・第72回全国植樹祭 開催 ・ビワイチ推進条例 制定 ・滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進条例 制定 ・琵琶湖流域下水道事業50周年	・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が合意 ・プラスチック資源循環促進法 施行
R 5 (2023)	・伊吹山南側斜面等の土砂災害発生 ・アユの産卵不調	・滋賀県県産材の利用の促進に関する条例 制定 ・滋賀県環境こだわり農業推進条例 改正	
R 6 (2024)	・伊吹山南側斜面等の土砂災害発生(再発) ・アユの産卵不調(継続)	・滋賀びわ湖漁業協同組合 発足(県内組合の合併) ・滋賀県森林組合 発足(県内組合の合併) ・高島浄化センター(下水道)のコンポスト化施設完成	・「世界湖沼の日」(8月27日) 制定 ・生物多様性増進活動促進法 制定

法施行10年間の振り返り（概要）

1 水質

- 10年間で大きな変化は見られないが、長期的には改善傾向。
- 污水处理施設、農業用排水施設・ため池、河川環境の整備等は、一定推進。
- 気候変動の影響（全層循環未完了）が顕在化。アオコ発生（南湖・西の湖）等は継続。

○良い側面
●悪い側面

2 森林・林業

- 本格的な森林資源の利用期に移行し、素材生産量が倍増。水源林等の整備が一定推進。
- 森林との関わりを求める企業が増加。
- 担い手不足や森林所有者の高齢化のほか、所有者・境界が不明な森林が増加。
- 局所的な集中豪雨による土砂流出の発生（伊吹山）。ニホンジカの食害等による下層植生の衰退。

3 生態系（動植物）等

- 水草は、年によっては大量繁茂。オオバナミズキンバイ等は定着段階にあるものの、ピーク時から一定抑え込み。
- オオクチバスやブルーギルは、着実に減少（半減以下）。
- カワウは、再増加するとともに営巣地等が分散化。チャネルキャットフィッシュの捕獲数が瀬田川下流で増加。

4 農業

- 「琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定。環境こだわり農業・オーガニック農業が一定浸透。農地等の整備が一定推進。
- 担い手不足のほか、更なるブランド力向上や消費拡大、気候変動への対応が必要。

5 水産資源・漁業

- ホンモロコやニゴロブナの当歳魚は、増加傾向。
- 漁獲量は、魚類・貝類ともに依然と低水準。アユ不漁の継続やホンモロコ・セタシジミの肥満度低下など漁場生産力が低下。

6 観光・エコツーリズム

- コロナ禍を経て、滋賀の豊かな自然環境への関心の高まり。ビワイチの体験者数が倍増。

7 調査研究

- 県の試験研究機関による行政課題の解決に向けた研究が進展。国立環境研究所琵琶湖分室とも連携。

8 協働・教育・広報啓発

- 琵琶湖版のSDGsであるマザーレイクゴールズ(MLGs)が策定。「世界湖沼の日」が制定。
- 滋賀ならではの体験学習（うみのこ、やまのこ、たんぼのこ等）が着実に推進。

水質

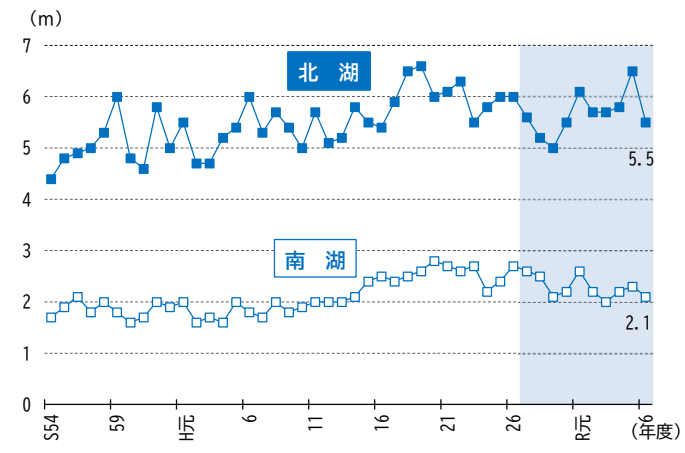
<法第10条>

現状・課題

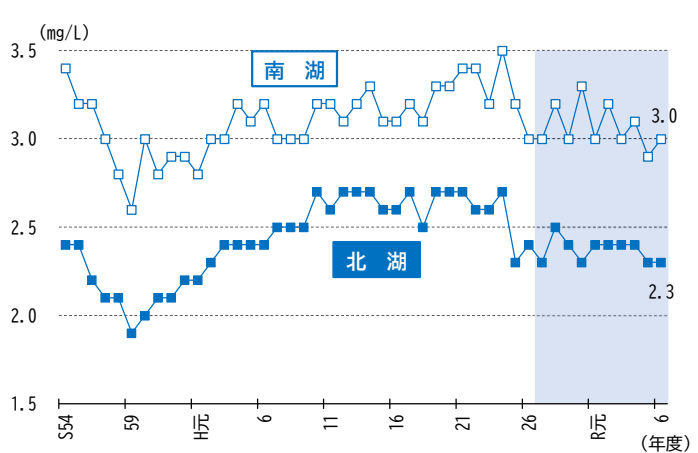
- 透明度、全りん・全窒素は、長期的には改善傾向
- 琵琶湖内の有機物指標CODは、減少傾向が見られず
- 南湖と西の湖ではアオコ発生
- 琵琶湖北湖深水層の貧酸素状態の長期化

今後の方向性

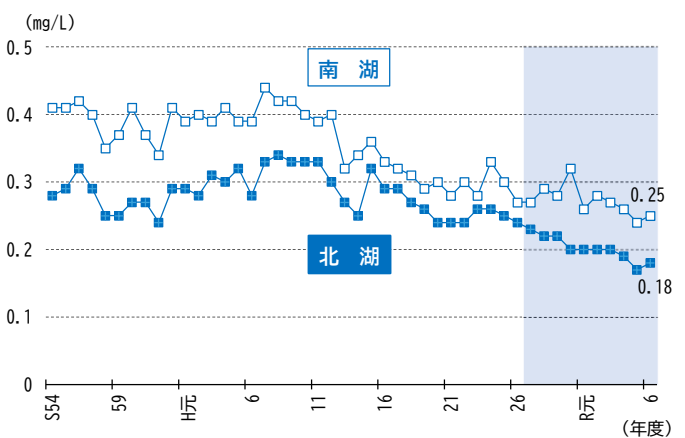
- 気候変動が琵琶湖の生態系や物質循環に及ぼす影響の研究
- 良好な水質と豊かな生態系が両立する新たな水質管理の検討
- 污水处理施設等の適切な維持管理、老朽化対策



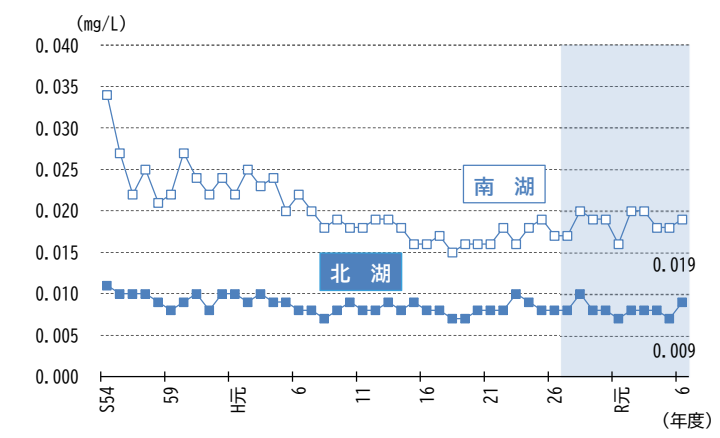
琵琶湖の水質（透明度）



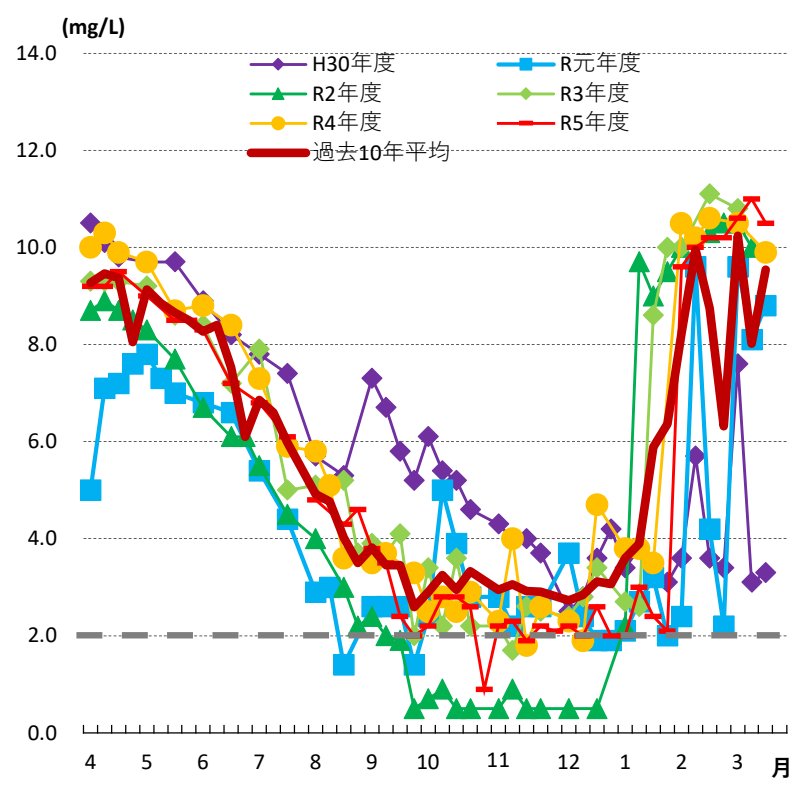
琵琶湖の水質（COD）



琵琶湖の水質（全窒素）



琵琶湖の水質（全りん）



北湖代表点（今津沖中央）における底層D0の経月変動

森林・林業

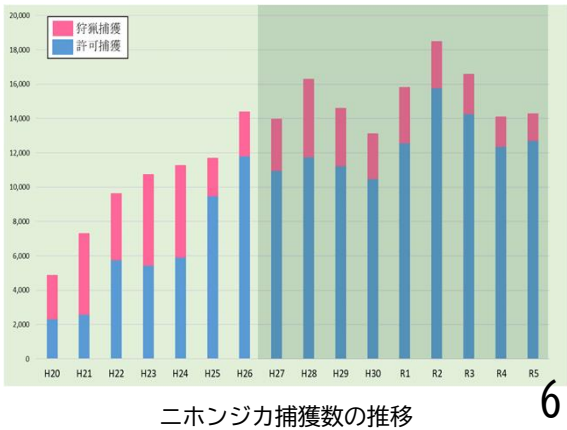
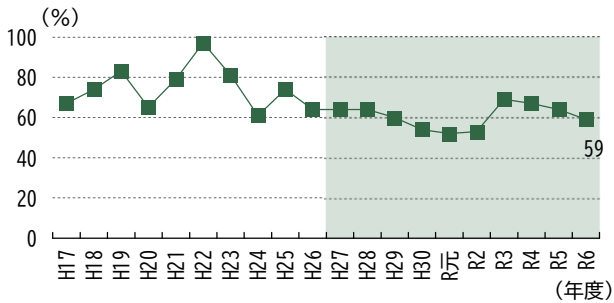
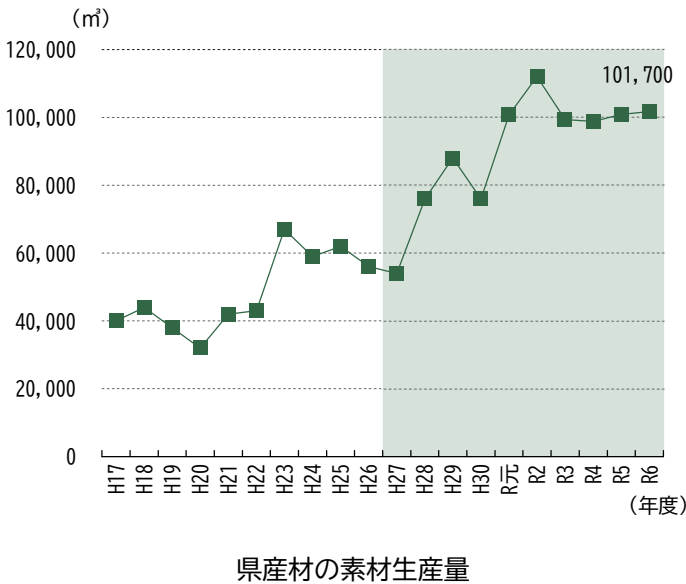
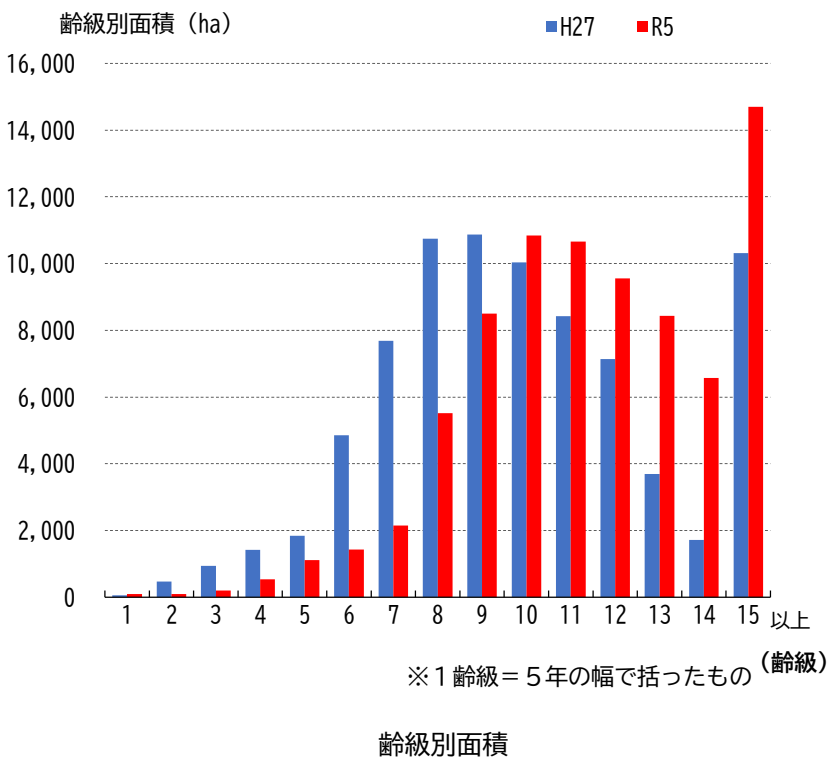
<法第11条、第17条>

現状・課題

- ・ 資源の造成期から利用期への本格的な移行
- ・ 森林との関わりを求める企業の増加
- ・ 滋賀県森林組合 発足(県内組合の合併)
- ・ 造林公社の経営課題の表面化
- ・ 森林所有者の高齢化や不在村化、相続の発生に伴う所有者不明森林や境界不明森林の増加
- ・ 局所的な集中豪雨による土砂流出の発生
- ・ ニホンジカの食害による下層植生の衰退

今後の方向性

- ・ 主伐・再造林を柱とした林業成長産業化の推進
- ・ 担い手の確保・育成
- ・ 森林の公的管理の新たな枠組みの検討
- ・ 企業との共創による森林づくり
- ・ 気候変動を踏まえた災害に強い森林づくり
- ・ 伊吹山南側斜面等の復旧
- ・ ニホンジカの捕獲等による下層植生の保全



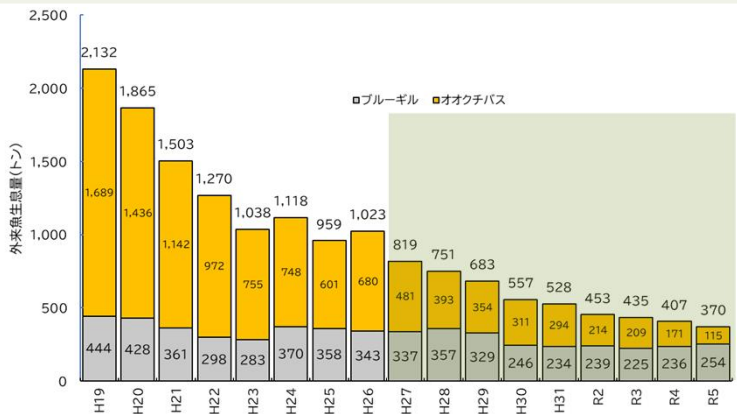
生態系（動物）

現状・課題

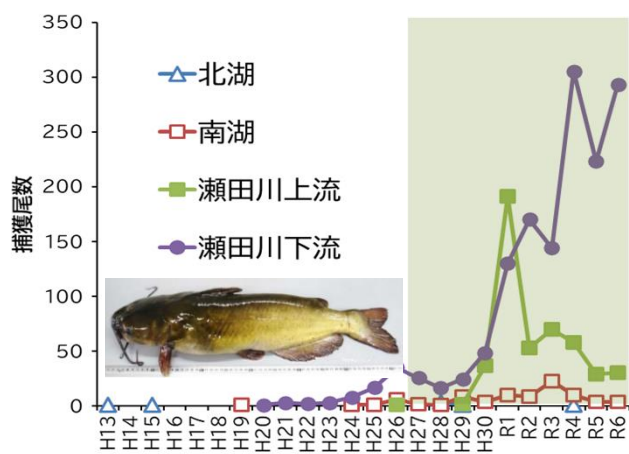
- ・ オオクチバス・ブルーギルは、着実に減少
- ・ 水鳥の生息地として国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）
- ・ チャネルキャットフィッシュの捕獲数が瀬田川下流で増加
- ・ カワウの再増加・分散化

今後の方向性

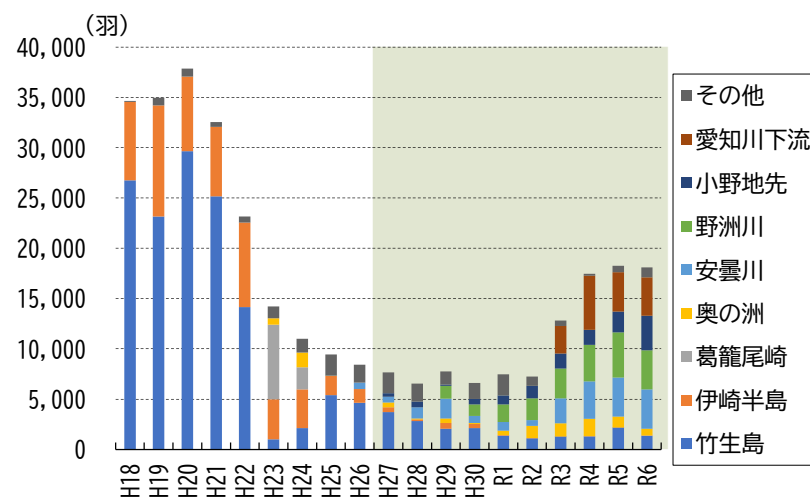
- ・ 外来魚（特にチャネルキャットフィッシュ）の駆除
- ・ カワウは、広域（ブロック）管理や、住宅地近くの銃器捕獲モデルの横展開
- ・ 水鳥生息環境の保全を通じた価値発信



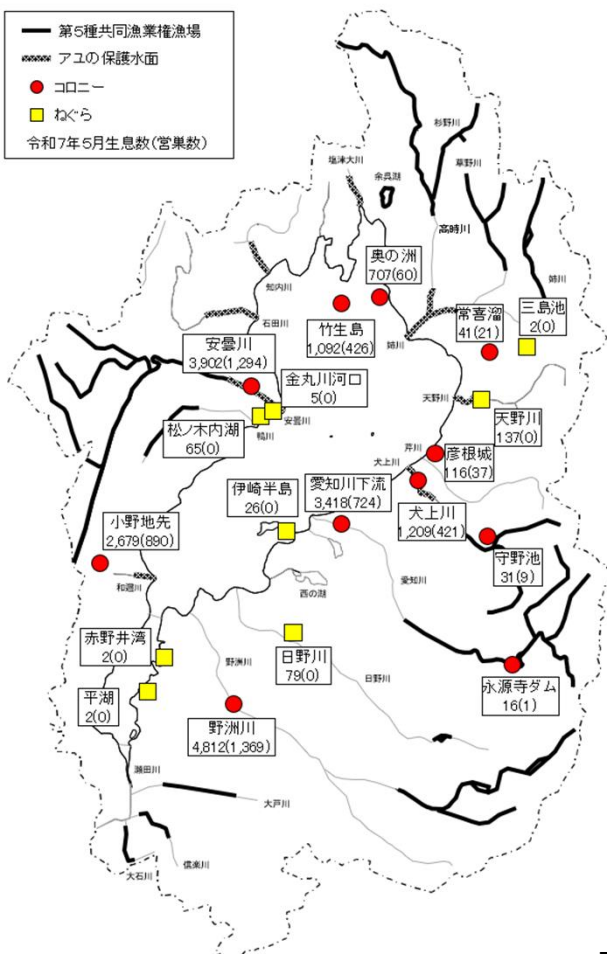
外来魚の推定生息量の推移



チャネルキャットフィッシュ捕獲数の推移



カワウの生息数の推移



カワウのコロニー・ねぐらの位置

生態系（植物）

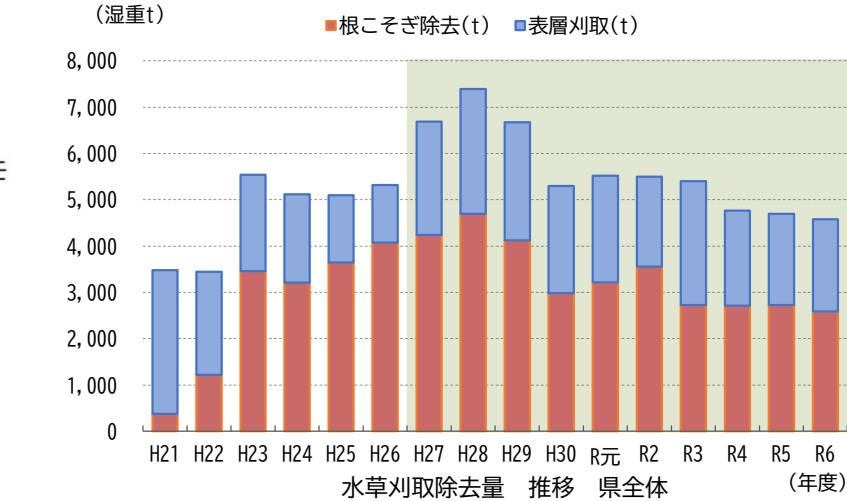
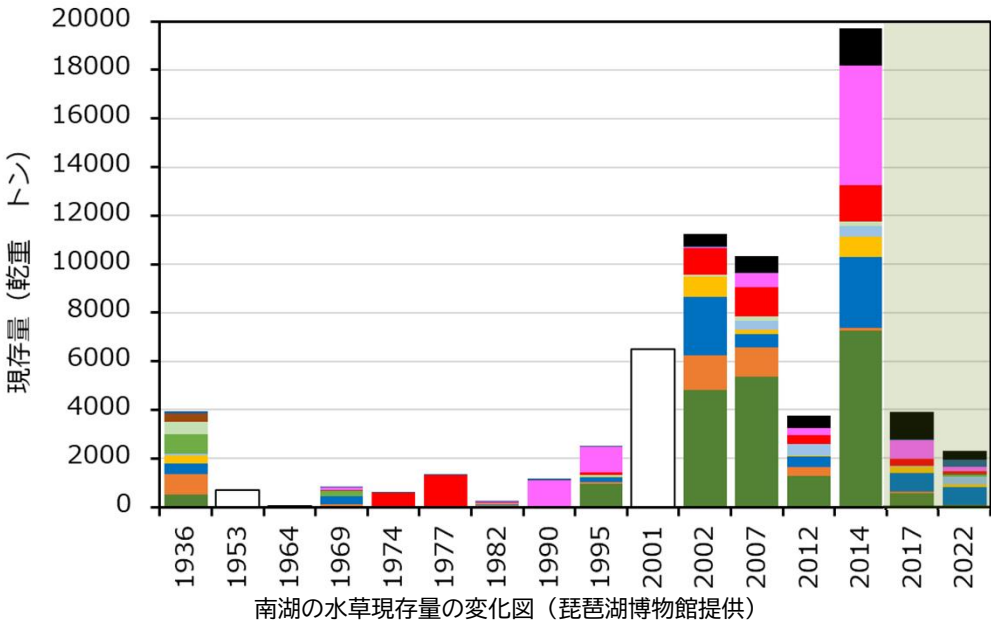
<法第13条、第15条>

現状・課題

- ・水草は年によって大量繁茂
- ・オオバナミズキンバイ等は一定定着

今後の方向性

- ・水草は、南湖の望ましい姿（20～30 k m²程度）の維持に向けた順応的に対策を実施
- ・オオバナミズキンバイ等は、分散リスク等に応じたメリハリをつけた対応



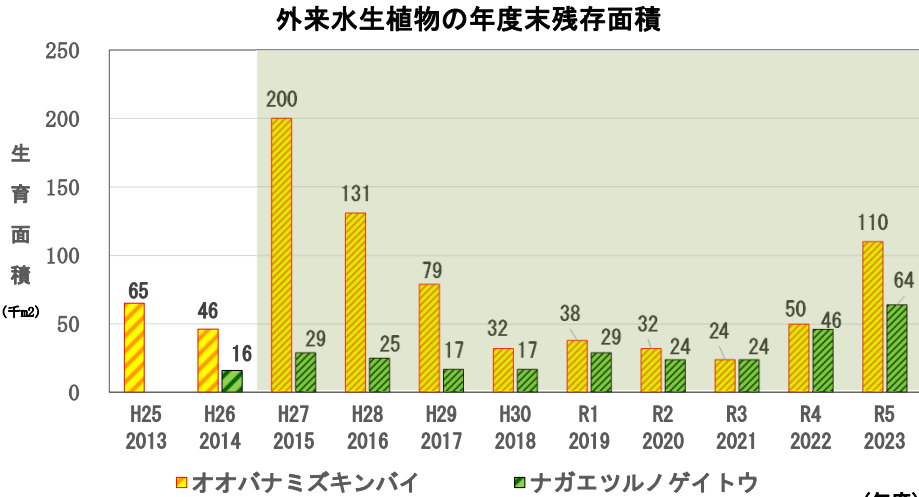
大津市におの浜での漂流水草



オオバナミズキンバイ



ナガエツルノゲイトウ



琵琶湖の現状・課題および今後の方向性

生態系（その他）・湖辺環境・景観

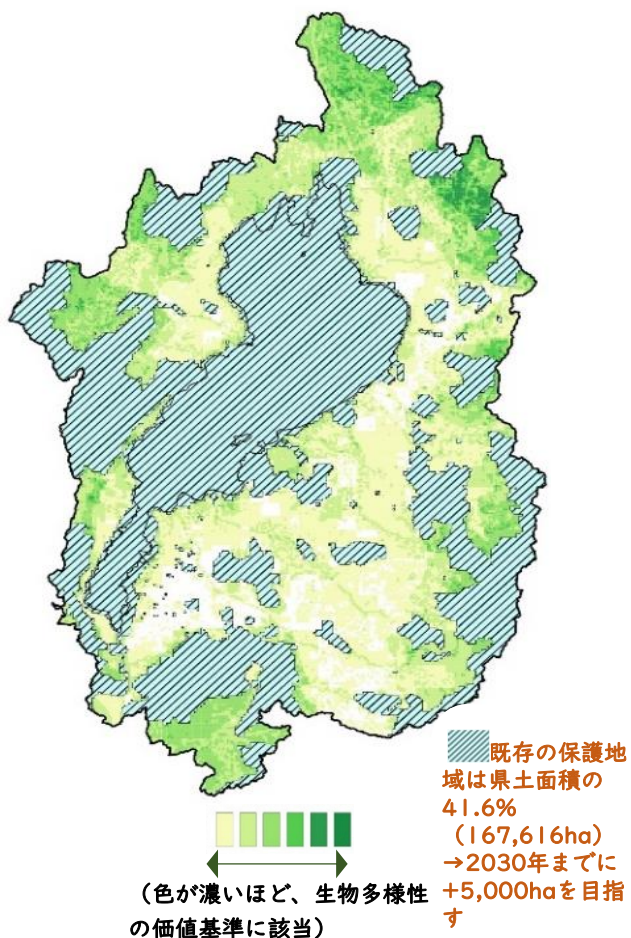
現状・課題

- ・ 生物多様性保全に係る制度が整備（自然共生サイト等）
- ・ 豊かな自然に対する関心や健康志向の高まり
- ・ プラスチックごみの散乱による景観の損失、湖底への堆積

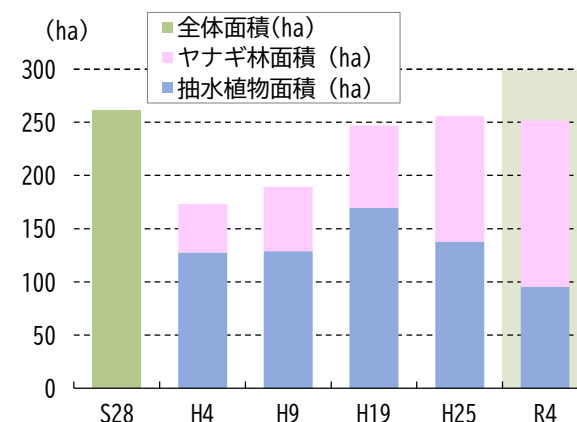
今後の方向性

- ・ ネイチャーポジティブの実現に向けた保護・保全地域の拡大、企業等の取組促進
- ・ 「THE シガパーク」構想の推進
- ・ プラスチックごみ発生抑制の啓発、マイクロプラスチックに係る知見収集等

<法第12条、第15条、第20条>



既存の保護地域



琵琶湖のヨシ群落面積の推移



早崎内湖

<法第17条>

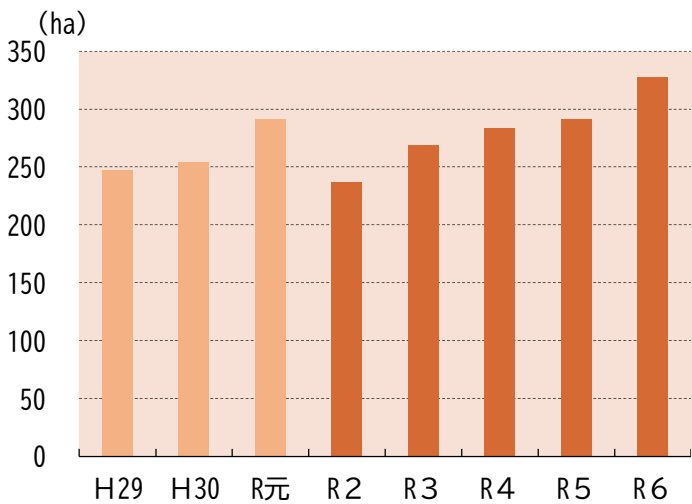
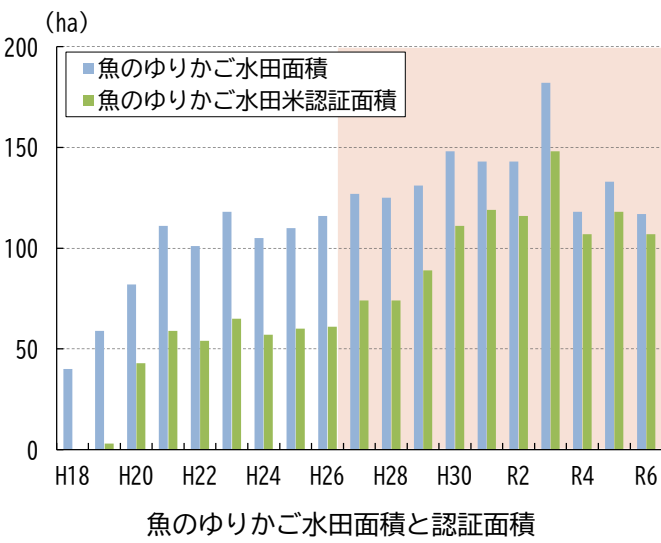
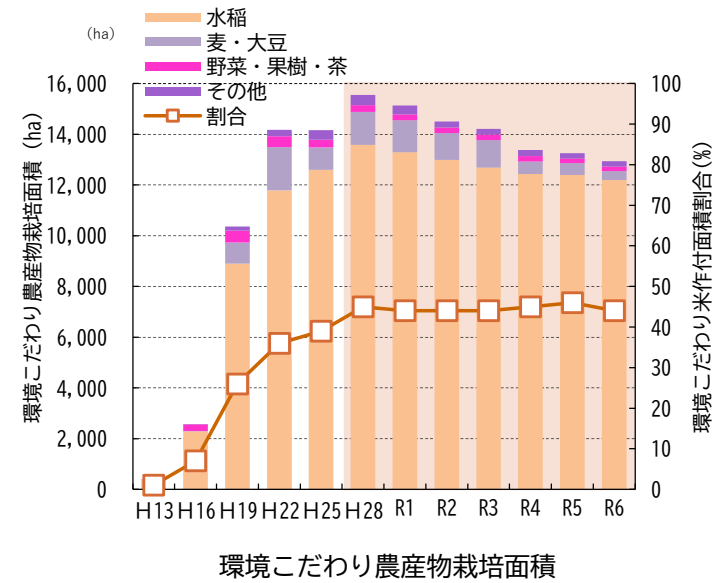
農業

現状・課題

- ・「琵琶湖システム」が世界農業遺産に認定
- ・SDGs、エシカル消費、オーガニック食品市場等への関心の高まり
- ・気候変動による異常気象の頻発化

今後の方向性

- ・世界農業遺産の認定を活かした県産物の魅力発信や消費拡大
- ・生産性と持続性を両立した環境こだわり農業等の展開
- ・全国のトップランナーとしてのオーガニック産地の拡大
- ・温暖化による影響への緩和策や適応策の実施



※:令和2から、集計方法の変更あり
令和元までは、1年でも有機農業がはこなわれている面積
令和2以降は、有機JAS相当(作付前2年以上化学合成農薬・肥料不使用)の有機農業の面積

オーガニック農業（水稲）取組面積

水産資源・漁業

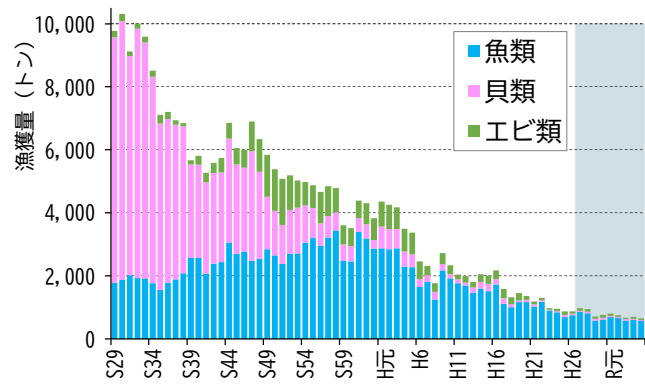
<法第16条、第17条>

現状・課題

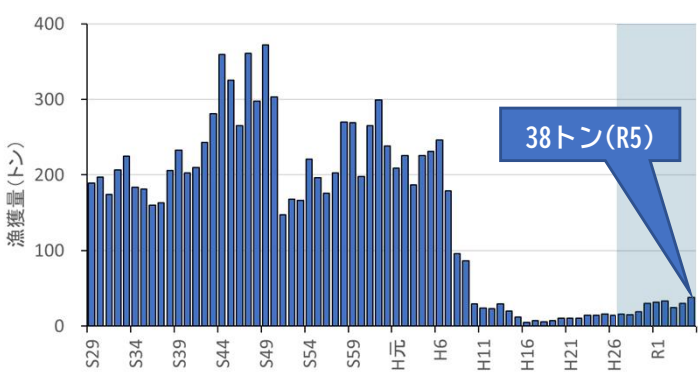
- ・ホンモロコやニゴロブナの当歳魚は増加傾向
- ・漁獲量は、魚類および貝類ともに依然と低水準
- ・高水温による産卵不調や餌不足によるアユ不漁の継続
- ・ホンモロコ、セタシジミの肥満度低下など漁場生産力の低下

今後の方向性

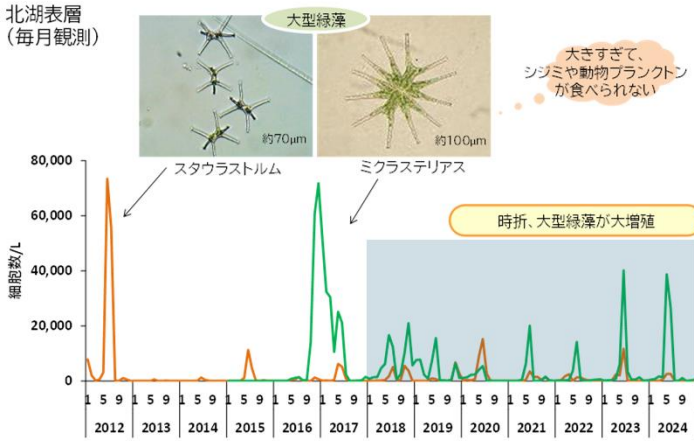
- ・漁場環境の保全再生と栄養塩等の健全な循環による水産資源の回復
- ・高水温の影響を回避する増殖対策の実施
- ・水草除去や外来魚駆除の継続
- ・担い手の確保・育成



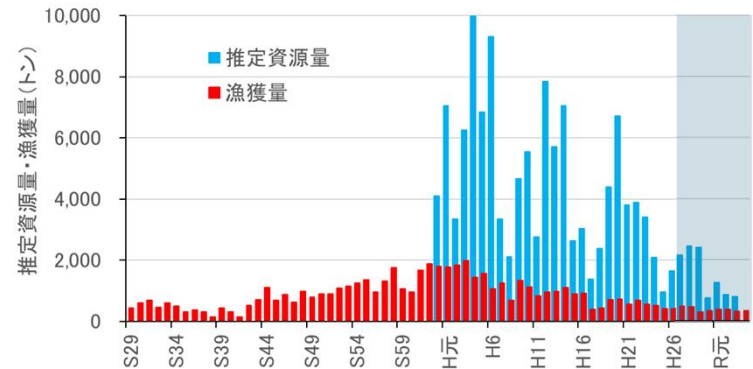
琵琶湖漁業の漁獲量 (外来魚を除く)



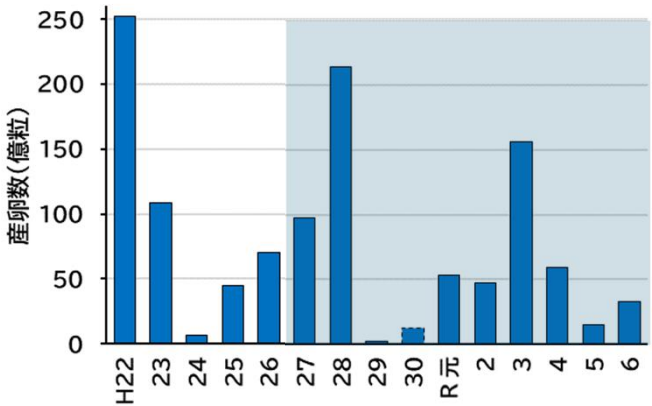
ホンモロコの漁獲量



北湖表層における大型植物プランクトン (緑藻) の増減

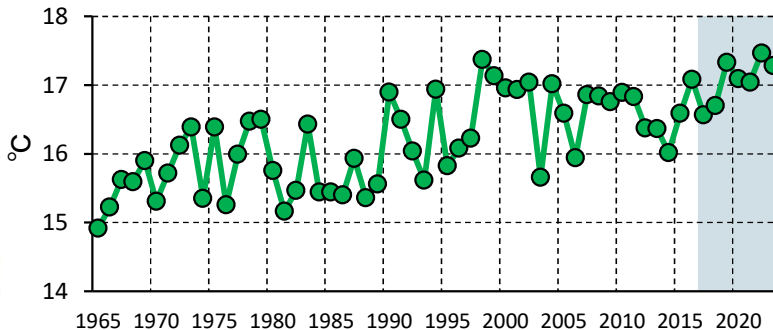


アユの推定資源量と漁獲量



アユの産卵数の推移

※平成30年は台風による増水等で調査が不完全となった。



表層水温 (年平均) の経年変化

琵琶湖の現状・課題および今後の方向性

観光・エコツーリズム

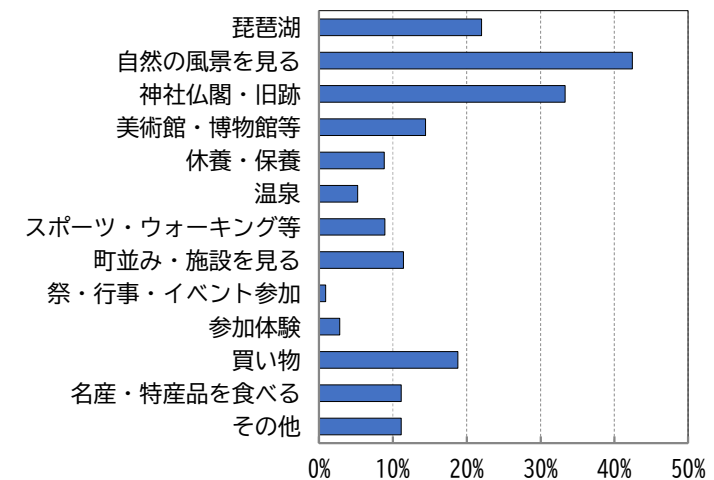
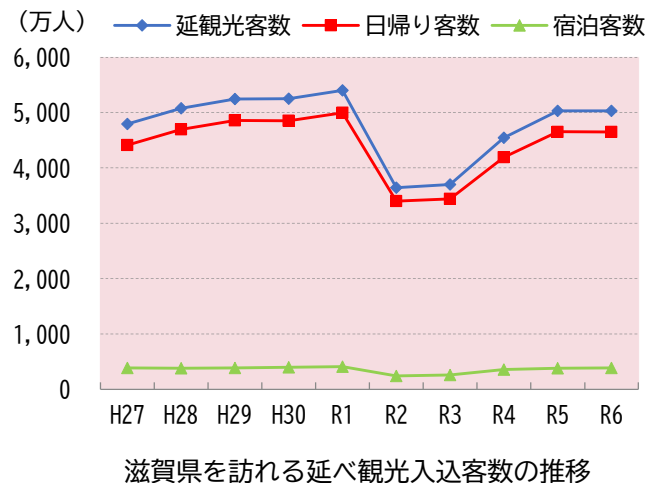
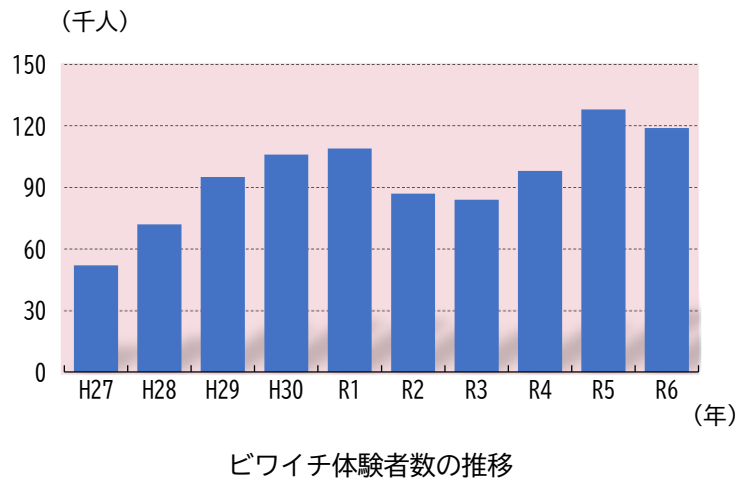
<法第17条、第18条>

現状・課題

- ・ J R デスティネーションキャンペーン (DC) 2027年秋の決定
- ・ 人々の価値観やライフスタイルの多様化、豊かな自然等を有する滋賀の魅力の再評価
- ・ 「量」(観光入込客数等)に加え、「質」の向上(観光資源の高付加価値化等)による宿泊・滞在型観光の増加が必要
- ・ ビワイチの更なる魅力向上、安全・安心な環境づくりが必要

今後の方向性

- ・ 滋賀ならではの観光「シガリズム」の推進
- ・ J R デスティネーションキャンペーン (DC) を契機とした観光振興
- ・ ビワイチのソフト・ハード両面の受入環境整備や魅力発信



<法第9条>

調査研究

現状・課題

- ・ 気候変動による琵琶湖の生態系への影響
- ・ 水産資源における高水温による産卵不調や餌不足によるアユ不漁の継続
- ・ プラスチックごみの散乱による景観の損失、湖底への堆積

今後の方向性

- ・ 気候変動が琵琶湖の生態系や物質循環に及ぼす影響の研究
- ・ 高水温の影響を回避する水産資源の増殖対策の実施
- ・ 琵琶湖流域におけるプラスチック動態の把握
- ・ ネイチャーポジティブの実現に資する調査研究

琵琶湖の現状・課題および今後の方向性

協働・教育・広報啓発

<法第21条、第22条>

現状・課題

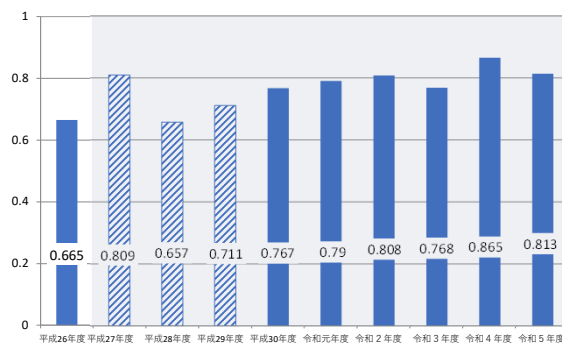
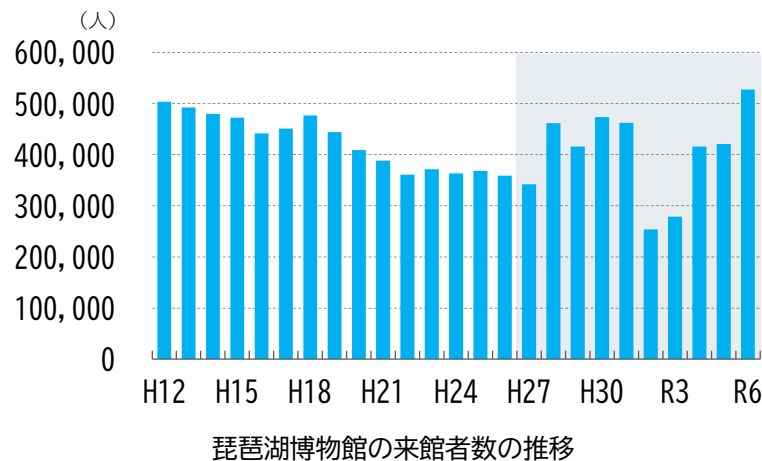
- ・MLGsの更なる浸透が必要
- ・「世界湖沼の日」の制定（R6.12）
- ・環境学習の体験機会の確保が必要、担う人材の高齢化

今後の方向性

- ・「世界湖沼の日」の制定を契機とした、MLGsの一層の推進や国民的資産である琵琶湖の多面的な価値の国内外への発信
- ・環境学習の体験機会の充実、人材育成



【図表13-1】マザーレイクゴールズ(MLGs)



環境保全行動実施率の推移



びわ湖フローティング事業「うみのこ」



森林環境学習「やまのこ」



農業体験学習「たんぼのこ」



第79回国連総会「世界湖沼の日」決議

琵琶湖と人との共生

共 感

琵琶湖の重要性や保全・再生の必要性について国民の幅広い「共感」を得る

共 存

琵琶湖の保全と多様な産業活動等活力ある暮らしとの「共存」を図る

共 有

琵琶湖の価値を将来に渡って「共有」する

琵琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環を更に推進

琵琶湖を『守る』取組

- 水質の汚濁の防止
- 水源林の適正な保全および管理
- ヨシ群落・内湖等の保全
- 外来動植物対策、鳥獣害対策
- 生物多様性の保全
- 水草の除去等
- 水産資源の適切な保存および管理

琵琶湖を『活かす』取組

- 山村の再生と林業の成長産業化
- 環境に配慮した農業の普及
- 漁業の持続的発展
- 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興
- 「シガリズム」や「THE シガパーク」構想の推進
- 景観の整備および保全

琵琶湖を『支える』取組

- 調査研究
- 多様な主体の協働
- 環境学習・教育、広報・啓発

1 気候変動による影響への対応

- ・高水温の影響を回避する水産資源(アユ等)の増殖対策
- ・気候変動を踏まえた災害に強い森林づくり
- ・気候変動が琵琶湖の生態系や物質循環に及ぼす影響の研究
- ・農業分野での温室効果ガス削減に向けた「緩和策」や、気候変動を踏まえた新品種の開発等の「適応策」の実施

2 良好な水質と豊かな生態系の両立を図る

- ・漁場環境の保全再生と栄養塩等の健全な循環による水産資源(アユ等)の回復
- ・良好な水質と豊かな生態系が両立する新たな水質管理の検討

3 ネイチャーポジティブの実現

- ・外来魚(特にチャネルキャットフィッシュ)の駆除
- ・水草の順応的管理、侵略的外来水生植物の分散リスク等に応じた対応
- ・鳥獣被害対策(ニホンジカ、カワウ等)の一層の推進
- ・生物多様性に係る保護・保全地域の拡大、企業等の取組促進

4 琵琶湖を中心とする自然環境と調和のとれた産業の振興、琵琶湖周辺環境の魅力向上

- ・環境こだわり農業・オーガニック農業の推進
- ・主伐・再造林を柱とした林業成長産業化
- ・漁場生産力の回復
- ・農林水産業の担い手の確保・育成
- ・滋賀ならではの観光「シガリズム」、ビワイチの推進
- ・「THE シガパーク」構想の推進

5 好機を生かした取組推進

- ・世界農業遺産(琵琶湖システム)の認定
- ・世界湖沼の日(8/27)の制定
- ・JRデスティネーションキャンペーン(2027年秋)の決定

1 計画期間 令和8年度（2026年度） ～ 令和12年度（2030年度） （5年間）

2 琵琶湖の保全および再生に関する方針

(1)趣旨

- ・ 国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、滋賀県および滋賀県内市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進
- ・ 「琵琶湖と人との共生」を基調とし、基本方針で定められた「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、自然の恵みを持続的に活用する環境と経済・社会動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖の保全再生を推進

(2)目指すべき姿

多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。

3 琵琶湖の保全および再生のための事項

(1)水質の汚濁の防止および改善に関する事項 <法第10条>

- ・ 持続的な污水处理システムの構築 ⇒老朽化対策の推進
- ・ 面源負荷対策
- ・ 流入河川・底質改善対策
- ・ その他の対策

(2)水源のかん養に関する事項 <法第11条>

- ・ 水源林の適正な保全および管理 ⇒森林管理の新たな枠組み検討、気候変動を踏まえた対策等
- ・ 森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進 ⇒主伐・再造林の推進
- ・ 農地対策
- ・ 森林生態系の保全に向けた対策の推進 ⇒ニホンジカの捕獲等
- ・ その他の対策

(3)生態系の保全および再生に関する事項 <法第12条、第13条、第14条、第15条>

ア 湖辺の自然環境の保全および再生		エ 水草の除去等	
・ ヨシ群落の保全および再生		・ 水草の除去等 ⇒順応的対策	
・ 内湖等の保全および再生		・ 湖岸漂着ごみ等の処理	
・ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生 ⇒「THE シガパーク」の推進		・ 湖底の耕うん	
イ 外来動植物による被害防止		オ 生物多様性の保全の推進	
・ 外来動物対策 ⇒外来魚対策		・ ネイチャーポジティブの推進 ⇒保護・保全地域の拡大、企業等の取組促進	
・ 外来植物対策 ⇒侵略的外来水生植物の分散リスク等に応じた対策			
ウ カワウによる被害防止等			
・ カワウの防除対策 ⇒ブロック（広域）管理の推進等			

(4)景観の整備および保全に関する事項 <法第20条>

- ・ 琵琶湖を中心とした景観の整備および保全 ⇒「THE シガパーク」の推進（再掲）
- ・ 文化的景観の保存および整備

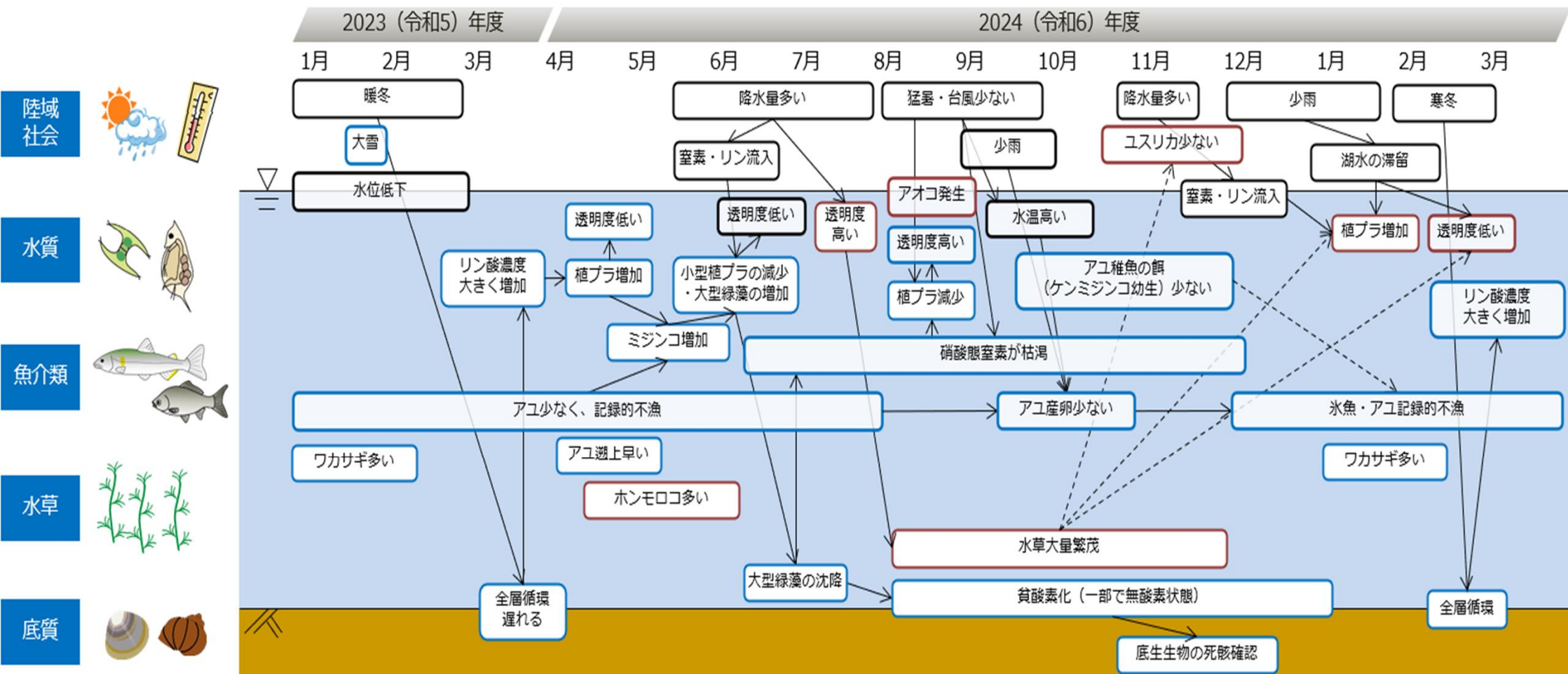


3 琵琶湖の保全および再生のための事項	
(5)農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項	<法第16条、第17条、第18条、第19条>
ア 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興	
・ 環境に配慮した農業の普及 ⇒環境こだわり農業、オーガニック農業の推進	
・ 山村の再生と林業の成長産業化 ⇒「新しい林業」への取組、主伐・再造林の推進（再掲）	
・ 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興 ⇒世界農業遺産認定を活かした取組の推進、気候変動を踏まえた対策、担い手の確保・育成	
イ 水産資源の適切な保存および管理	
・ 漁場の再生および保全 ・ 産卵環境の保全、漁場生産力の評価と回復技術の開発 ⇒漁場生産力の回復対策、気候変動を踏まえた対策	
・ 水産動物の種苗放流 ⇒生産の安定化・効率化の推進 ・ 資源管理型漁業の推進	
・ 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展 ⇒琵琶湖産魚介類の消費拡大・流通促進	
ウ 観光、交通その他の産業に関する事項	
・ エコツーリズムの推進等 ・ 琵琶湖等の豊かな自然環境を活かした観光振興等 ⇒シガリズムの推進、DCを契機とした観光振興・湖上交通の活性化	
4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	<法第9条>
・ 漁場生産力の評価と回復技術の開発、気候変動を踏まえた水産資源の増殖対策の実施	⇒水産資源（アユ等）の増殖技術の開発
・ 琵琶湖の水質・生態系に関する継続的な監視、課題の要因解明・対策の検討	⇒新たな水質管理手法の検討
・ 生態系サービスを活用したグリーンインフラに関する研究等	⇒ネイチャーポジティブの実現に資する調査研究
・ 気候変動による琵琶湖への影響のモニタリングや数値モデルによる解析	⇒気候変動が琵琶湖の生態系や物質循環に及ぼす影響の研究
・ 琵琶湖等におけるプラスチックの現存量や移流量の調査	⇒琵琶湖流域におけるプラスチック動態の把握
5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項	<法第8条、第22条>
(1)住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項	(2)琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項
・ 多様な主体の協働と交流の促進 ⇒MLGsの一層の推進	・ 国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等とのより一層の連携
	・ 琵琶湖保全再生推進協議会における施策の推進に関する協議、施策の実施に関する連携
6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項	<法第21条>
(1)体験型の環境学習の推進	
・ 農業体験、森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観察会等 ⇒人材育成、木育推進 ・ 団体・事業者との連携	
(2)教育の振興	(3)広報・啓発の実施
・ 「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など学校における環境教育	・ 国内外への広報・啓発 ⇒「世界湖沼の日」の制定を契機とした発信等
・ 食育の推進による滋賀の食文化の継承	
7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項	
・ 琵琶湖の保全および再生と活用の更なる循環に向けた方策の検討に関する事項	・ 財源の確保の検討に関する事項
・ 計画の実施状況等に関する事項	・ 資料の作成、公表に関する事項

<参 考> 令和6年度(2024年度)に琵琶湖で生じた事象間の関係性

(「魚たちのにぎわいを協働で復活させるプロジェクト」チームの成果等より)

凡例： 北湖・南湖の現象 北湖の現象 南湖の現象
 → 因果関係がある可能性が高い
 - - - 因果関係ははっきりしないが可能性が疑われる



※この模式図は、琵琶湖の状況について関係者の意見等を整理したものであり、各事象間の関係性について科学的に実証されたものではありません。